

議案第12号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 刑法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和26年12月世田谷区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。